

第4回下野市上下水道料金審議会 (下水道使用料)

下野市下水道使用料の改定案

令和7年1月27日

下野市上下水道局企業経営課



目次

1. 前回からの追加資料

(1) 公共下水道事業の普及状況（再掲）	P1
(2) 農業集落排水事業の（再掲）	P2
(3) 経営戦略による将来の見通し	P3
(4) 下水道使用料の徴収率	P4
(5) 下野市下水道事業会計の課題	P5

2. 下野市下水道使用料の改定案（再掲）

(1) 下水道使用料（一般用）の改定案	P6
① 改定率 約 1 5 %引き上げ	P6
② 改定率 約 2 0 %引き上げ	P8
③ 改定率 約 2 5 %引き上げ	P10
(2) 下水道使用料（湯屋、臨時用）の改定案	P12
(3) 井戸水使用者の認定水量	P13

1. 前回からの追加資料

(1) 公共下水道事業の普及状況（再掲）

区 分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
行政区域内人口	A	59,929人	59,741人	59,648人
処理区域内人口	B	48,002人	48,689人	49,244人
人口普及率	B/A	80.1%	81.5%	82.6%
水洗化人口	C	41,882人	42,554人	43,344人
水洗化率	C/B	87.3%	87.4%	88.0%

(2) 農業集落排水事業の接続状況（再掲）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理区域内人口（人）	6,418	5,851	5,156
接続人口（人）	6,338	5,778	5,087
水洗化率（%）	98.8	98.8	98.7

(3) 経営戦略による将来の見通し

【収益的収支】

(単位：千円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収益的収入	決算額	予算額	今後の見通し								
営業収益	836,732	820,740	831,916	828,499	827,473	828,506	830,137	829,270	830,987	829,908	834,621
営業外収益	1,367,200	1,414,808	1,369,618	1,391,959	1,386,685	1,371,299	1,370,428	1,361,251	1,353,396	1,343,993	1,333,242
小計	2,203,932	2,235,548	2,201,534	2,220,458	2,214,158	2,199,805	2,200,565	2,190,521	2,184,383	2,173,901	2,167,863
収益的支出											
営業費用	1,744,217	1,933,783	1,769,820	1,795,193	1,790,742	1,795,296	1,791,104	1,787,601	1,787,338	1,788,311	1,794,186
営業外費用	143,383	135,723	129,119	125,143	120,744	119,024	116,684	114,899	113,984	113,295	108,603
小計	1,887,600	2,069,506	1,898,939	1,920,336	1,911,486	1,914,320	1,907,788	1,902,500	1,901,322	1,901,606	1,902,789
収益的収支	316,332	166,042	302,595	300,122	302,672	285,485	292,777	288,021	283,061	272,295	265,074

【資本的収支】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資本的収入	決算額	予算額	今後の見通し								
企業債	283,400	679,000	373,400	342,700	349,900	320,500	330,600	313,500	311,100	320,600	312,500
補助金等	521,442	544,997	458,682	435,601	431,260	407,325	404,562	375,549	364,311	359,141	338,500
小計	804,842	1,223,997	832,082	778,301	781,160	727,825	735,162	689,049	675,411	679,741	651,000
資本的支出											
建設改良費	729,658	1,178,885	812,957	831,500	847,500	774,000	797,000	759,000	754,000	775,000	757,000
企業債償還	625,800	595,195	559,549	524,275	496,340	473,098	443,691	404,958	374,409	345,228	311,495
小計	1,355,458	1,774,080	1,372,506	1,355,775	1,343,840	1,247,098	1,240,691	1,163,958	1,128,409	1,120,228	1,068,495
資本的収支	△ 550,616	△ 550,083	△ 540,424	△ 577,474	△ 562,680	△ 519,273	△ 505,529	△ 474,909	△ 452,998	△ 440,487	△ 417,495

(4) 下水道使用料の徴収率

(単位：円・税込)

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道使用料	調定額	756,399,924	743,776,979	747,771,161
	収納額	742,063,107	728,444,452	733,117,174
	調定率	98.1%	97.9%	98.0%
水道料金	調定額	823,310,730	732,905,393	730,034,294
	収納額	808,016,120	717,775,855	715,078,918
	調定率	98.1%	97.9%	98.0%

(5) 下野市下水道事業会計の課題（再掲）

- **経営の原則である独立採算が成り立っていない**
 - ・ 一般会計繰入金に依存している
 - ※ 下水道を使用していない市民の税金も投入されているため公平ではない
 - ・ 物価高騰による施設維持管理費の増加
 - ※ 前回の料金改定から13年が経過しており、現在の物価水準に適合していない
 - ・ 節水思考や人口減少に伴う水需要の減少
 - ・ 既存施設、設備の老朽化対策に要する経費の増加
- **下水道使用料単価が低い**
 - ・ 総務省基準（使用料単価 1 5 0 円／m³）を満たしていない

2. 下野市下水道使用料の改定案

(1) 下水道使用料（一般用）の改定案

① 改定率 約15%引き上げ

下水道使用料（一般用）

(単位：円・税込)

区分	料金 基本料金	従量料金（1㎡当たり）				
		10㎡まで	10を超え 30㎡まで	30を超え 50㎡まで	50を超え 100㎡まで	100㎡を 超えるもの
現行	715	55	126.5	137.5	148.5	159.5
改定後（約+15%）	825.0	63.8	148.5	159.5	176.0	187.0

使用水量別料金（一般用）

(単位：円・税込)

区分	水量 0㎡ 基本料金のみ	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡	70㎡	80㎡	90㎡	100㎡	101㎡
現行	715	1,265	2,530	3,795	5,170	6,545	8,030	9,515	11,000	12,485	13,970	14,129
改定後（約+15%）	825	1,463	2,948	4,433	6,028	7,623	9,383	11,143	12,903	14,663	16,423	16,610
使用水量別 改定率	115%	116%	117%	117%	117%	116%	117%	117%	117%	117%	118%	118%

下水道使用料・使用料単価

(単位：円・税抜)

	使用料	有収水量	使用料単価
現行（R5年度決算）	679,833,405	5,455,461㎡	124.62
改定後（約+15%）	792,665,776		145.30
差額	112,832,371	—	20.68

改定率を約 15%とした場合 (令和5年度決算で比較・試算)

- ・ 下水道使用料は、税抜きで約 1 億 1,280 万円の増額となる。
- ・ 使用料単価は 145.30 円/m³、20 m³の使用料徴収月 2,948 円となり、総務省基準を満たさない。
- ・ 平均 16.6%の引き上げとなる。
- ・ 経営戦略改定を令和9年度までに見直す予定であり、その中で料金改定の検討が必要となった場合、3～5年後には再度の料金改定となる可能性がある。

② 改定率 約20%引き上げ

下水道使用料（一般用）

（単位：円・税込）

区分	料金 基本料金	従量料金（1m ³ 当たり）				
		10m ³ まで	10を超え 30m ³ まで	30を超え 50m ³ まで	50を超え 100m ³ まで	100m ³ を 超えるもの
現 行	715	55	126.5	137.5	148.5	159.5
改定率 約+20%	880.0	66.0	154.0	165.0	181.5	198.0

使用水量別料金（一般用）

（単位：円・税込）

区分	水量 0m ³ 基本料金のみ	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³	101m ³
現 行	715	1,265	2,530	3,795	5,170	6,545	8,030	9,515	11,000	12,485	13,970	14,129
改定率 約+20%	880	1,540	3,080	4,620	6,270	7,920	9,735	11,550	13,365	15,180	16,995	17,193
使用水量別 改定率	123%	122%	122%	122%	121%	121%	121%	121%	122%	122%	122%	122%

下水道使用料・使用料単価

（単位：円・税抜）

	使用料	有収水量	使用料単価
現行（R5年度決算）	679,833,405	5,455,461m ³	124.62
改定率 約+20%	830,175,768		152.17
差額	150,342,363	—	27.56

改定率を約 20%とした場合 (令和5年度決算で比較・試算)

- ・ 下水道使用料は、税抜きで約 1 億 5,030 万円の増額となる。
- ・ 使用料単価は 152.17 円/m³、20 m³の使用料徴収月 3,080 円となり、総務省基準を満たす。
- ・ 平均 22.1%の引き上げとなる。
- ・ 今後、節水器具の普及や節水思考がより一層高まると、使用料単価が 150 円を下回り、経営成績が下がる可能性があるため、経営状況を注視していく必要がある。

③ 改定率 約25%引き上げ

下水道使用料（一般用）

（単位：円・税込）

区分	料金 基本料金	従量料金（1m ³ 当たり）				
		10m ³ まで	10を超え 30m ³ まで	30を超え 50m ³ まで	50を超え 100m ³ まで	100m ³ を 超えるもの
現 行	715	55	126.5	137.5	148.5	159.5
改定後（約+25%）	902.0	71.5	159.5	176.0	187.0	203.5

使用水量別料金（一般用）

（単位：円・税込）

区分	水量 0m ³ 基本料金のみ	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³	101m ³
現 行	715	1,265	2,530	3,795	5,170	6,545	8,030	9,515	11,000	12,485	13,970	14,129
改定後（約+25%）	902	1,617	3,212	4,807	6,567	8,327	10,197	12,067	13,937	15,807	17,677	17,880
使用水量別 改定率	126%	128%	127%	127%	127%	127%	127%	127%	127%	127%	127%	127%

下水道使用料・使用料単価

（単位：円・税抜）

	使用料	有収水量	使用料単価
現行（R5年度決算）	679,833,405	5,455,461m ³	124.62
改定率 約+25%	864,201,295		158.41
差額	184,367,890	—	33.80

改定率を約 25%とした場合 (令和5年度決算で比較・試算)

- ・ 下水道使用料は、税抜きで約 1 億 8, 430 万円の増額となる。
- ・ 使用料単価は 158.41 円/m³、20 m³の使用料徴収月 3, 212 円となり、総務省基準を満たす。
使用料単価は、令和4年度と比較すると、県内で4番目に高くなる。
- ・ 平均 27.1%の引き上げとなる。
- ・ 令和6年度当初予算における、資本的収入・基準外繰入金 1 億 3, 803 万円分を削減できる。

(2) 下水道使用料（湯屋、臨時用）の改定案

① 下水道使用料（湯屋用）

1 か月（税込）

区分 \ 料金	基本料金	従量料金（1 m ³ 当たり） 300m ³ を超えるもの	改定率	
			基本料金	従量料金
現 行	16,500円	77円	—	—
改定率 約+15%	19,140円	88.0円	+16.0%	+14.3%
改定率 約+20%	19,800円	93.5円	+20.0%	+21.4%
改定率 約+25%	21,450円	96.8円	+30.0%	+25.7%

② 下水道使用料（臨時用）

1 か月（税込）

区分 \ 料金	基本料金	従量料金（1 m ³ 当たり）	改定率	
			基本料金	従量料金
現 行		198円		—
改定率 約+15%		231.0円		+16.7%
改定率 約+20%		242.0円		+22.2%
改定率 約+25%		253.0円		+27.8%

(3) 井戸水使用者の認定水量

上水・井戸水併用者の1か月1人あたりの平均使用量は下記のとおり（令和5年度決算データ）

- | | | | |
|-------------|---|---|---|
| ① 1～3人までの場合 | $\frac{7.6 \text{ m}^3}{5.4 \text{ m}^3}$ | → | $\frac{7.0 \text{ m}^3}{5.0 \text{ m}^3}$ |
| ② 4人以上の場合 | | | |



現行どおりの認定水量とすることが望ましい。